

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」に関する意見募集について

平成 29 年 2 月 23 日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省では、別紙のとおり、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の発出を検討しております。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に関するご意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。また、お電話でのご意見は受け付けておりません。

記

1. 御意見募集期間

平成 29 年 2 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで【必着】

2. 御意見募集内容

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。）の別紙 1「社会福祉法人審査基準」の第 5 その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（法第 45 条の 34 第 1 項第 4 号）のうち社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。）第 2 条の 41 第 1 号から第 13 号まで及び第 16 号に掲げる事項」（現況報告書）等について、その様式を定めようとするもの。

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の **意見提出フォームへ** のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号:03-3591-9898
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 宛て

4. 御意見提出に当たっての注意事項

ご提出いただくご意見等につきましては、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所、氏名、連絡先及び職業を、法人の場合は法人名、所在地、ご担当者名及び連絡先を記載してください。ご提出いただいたご意見については、住所、氏名（又は法人名）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめご承知おきください。